

### 平成27年1月から 高額療養費の自己負担限度額が変わります

平成27年1月から、70歳未満の方は同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が、下表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されるようになります。

また、過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

※有効期限が12月31日(木)までの限度額適用認定証をお持ちの方は、更新した認定証を12月中旬に郵送します。

問合せ 保険年金課国保係 ☎ 497・2047

#### 平成27年1月からの自己負担限度額(月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降
総所得金額などが210万円を超え600万円以下	80,100円 ※総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1割を加算。	44,400円
総所得金額などが210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	57,600円	
総所得金額などが901万円を超える	252,600円 ※総医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1割を加算。	140,100円
総所得金額などが600万円を超え901万円以下	167,400円 ※総医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1割を加算。	93,000円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

### 平成27年度平和祈念展等実行委員会委員を募集

戦争の悲惨さや平和の大切さ、人命の尊さを伝える「平和祈念フェスタ in 清瀬」など、平和祈念事業の企画・実施について、市と協働して話し合う「清瀬平和祈念等実行委員」の委員を募集します。委員には企画の段階から参加していただき、運営にも関わっていただきます。

応募資格 市内在住の方。定員20人

申込み 平成27年2月27日(郵送は消印有効)までに住所・氏名・連絡先を電話またはファクス、はがきを郵送で企画課市民協働係 ☎ 497・1803へ

### 平成27年度から 軽自動車の税率(税額)が変わります

平成26年度税制改正により、平成27年度から軽自動車税の税率(税額)が、下表のとおり、変更されます。

問合せ 課税課市民税係 ☎ 497・2041

種別	現行税率(円)	改正後税率(円)	重課税率	申告書の提出先
	3月31日以前	4月1日以後		
原動機付自転車			初年度登録後13年超(経年重課)	
一種 50cc以下	1,000	2,000	課税課市民税係	
二種(乙) 50超~90cc以下	1,200	2,000		
二種(甲) 90超~125cc以下	1,600	2,400		
ミニカー・三輪以上 20超~50cc以下	2,500	3,700		
小型特殊自動車				
農耕用	1,600	2,400	軽自動車検査協会(多摩管轄) ☎ 050・3816・3104	
その他	4,700	5,900		
軽四輪				
自家用乗用	7,200 ※1	10,800 ※2	陸運支局(多摩管轄) ☎ 050・5540・2033	
自家用貨物	4,000 ※1	5,000 ※2		
営業用乗用	5,500 ※1	6,900 ※2	陸運支局(多摩管轄) ☎ 050・5540・2033	
営業用貨物	3,000 ※1	3,800 ※2		
二輪の小型自動車	4,000	6,000	陸運支局(多摩管轄) ☎ 050・5540・2033	
軽二輪車 125超~250cc以下	2,400	3,600		

※1 3月31日以前に新車登録した車体や中古車で購入した車体などは、平成27年度の税率は据え置きとなります。  
※2 平成27年4月1日付で最初の車両番号の指定(自動車検査証の「初年度検査年月日」)を受けた車体のみ、改正後税率が適用され、4月2日以降に新車登録した車体は平成28年度から改正後税率が適用されます。

### 償却資産の申告を

市内で事業を営んでいる方は、個人・法人を問わず、固定資産税の課税のため、事業用として所有する機械・器具などの資産(償却資産)を市に申告することが、地方税法により義務付けられています。

対象 平成27年1月1日現在、市内に店舗・事務所・工場などがあり、事業用として機械・器具・備品などの償却資産を所有または賃貸している事業者

申告期限 平成27年2月2日(月)

※申告書は12月中旬に送付予定。申告書が届かない場合は下記へご確認ください。

問合せ 課税課固定資産税係 ☎ 497・2042

### クリスマス・コンサート

先着40人。

日時 12月23日(火)午後2時~

場所 郷土博物館

演奏 柴香苗氏(指揮)・ミラベル室内アンサンブル・シバストリング アンサンブル

※直接会場へ。

問合せ 郷土博物館 ☎ 493・8585

犬の飼い主の皆さん、散歩のときはリードを付けましょう。フンは必ず持ち帰り、オシッコは水で流しましょう。

### 健康づくり

☎=要予約

事業名	対象・内容など	日時(平成27年)	場所	申込み・問合せ
☎ 応急手当講習	心肺蘇生・AED・外傷時の対応など。 対象 市内在住で18歳以上の方。先着20人	1月7日(水) 午後2時~4時		12月15日から電話で健康推進課健康サービス係 ☎ 497・2077へ
☎ 骨粗しょう症予防教室	骨密度測定、測定結果の説明と健康・栄養相談。 対象 市内在住で1年以内に骨密度測定または骨粗しょう症の治療を受けていない18歳以上の方。先着午前・午後各40人 ※測定のため、右足かかとはストッキング不可。	1月19日(月) 午前9時30分~11時30分・午後1時~3時	健康センター	
☎ 栄養セミナー「気になる血圧と食生活」	血圧の数値が高くなる原因を理解し、改善のために取り組みやすい食生活のヒントをお伝えします。 対象 清瀬市国民健康保険に加入している方。先着40人 講師 管理栄養士 春日千加子氏	1月23日(金) 午前10時30分~11時45分		12月15日から電話で健康推進課健康推進係 ☎ 497・2076へ
☎ YOGA教室~メタボ&ロコモ予防教室	ゆったりとした動きと呼吸法で血液循環・筋力アップと肩こり・腰痛予防。 対象 清瀬市国民健康保険に加入している方。先着50人 持ち物 タオル・飲み物・運動しやすい服装	1月15日(木) 午前10時~11時30分	アミューズホール	

### 1月の無料相談

☎=要予約 ☎=直接会場へ ☎=電話相談

名称	日時	場所	問合せ・申込み
法律相談	7日(水)・14日(水)・21日(水)・28日(水) 午後1時~4時30分	生涯学習センター	秘書広報課広報広聴係 ☎ 497・1808 ※市内在住・在勤・在学の方対象。 ※12月15日から受け付け開始。
表示登記相談	7日(水)午前9時30分~11時30分		
人身の上相談	7日(水)午後1時~3時		
年金・労働相談	14日(水)午前9時30分~11時30分		
☎ 防犯相談	14日(水)午後1時~3時30分		
☎ 登記(相続・遺言)相談	14日(水)午後1時~3時30分		
☎ 税務相談	21日(水)午前9時30分~11時30分		
☎ 相続・暮らしの手続相談	21日(水)午前9時30分~11時30分		
☎ 行政苦情相談	21日(水)午後1時~3時		
☎ 不動産取引相談	28日(水)午前9時30分~11時30分		
☎ 交通事故相談	28日(水)午後1時~3時30分		
☎ 母子・父子・女性相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 午前8時30分~午後5時	生活福祉課 ☎ 492・5111(代表)	
☎ 子ども家庭相談	毎日(火曜日を除く) 午前9時~午後5時	子ども家庭支援センター ☎ 495・7701	
☎ 教育相談	毎週火~土曜日(祝日を除く・年始は6日(火)から) 午前9時~午後5時	教育相談センター	教育相談室 ☎ 493・3526 (☎ 493・4122)
☎ アイレック相談	6日(火)・20日(火)午前10時~午後4時 15日(木)・29日(木)午前10時~午後9時	男女共同参画センター(アイレック) ☎ 495・7002	
☎ DV相談	7日(水)・8日(木)・14日(水)・21日(水)・22日(木)・28日(水)午前10時~午後4時		※保育あり。(要予約)
☎ しごと相談	9日(金)・16日(金)・23日(金)午前10時~午後4時		
☎ 法律相談	13日(火)・27日(火)午後2時~4時		
☎ 消費生活相談	毎週月~金曜日午前10時~午後4時(正午~午後1時と祝日を除く)	消費生活センター ☎ 495・6212	
☎ 清瀬・ハローワーク就職情報室	毎週月~金曜日(祝日を除く) 午前9時~午後5時	クリアビル(4階)	清瀬・ハローワーク就職情報室 ☎ 494・8609

### 年末年始に気を付けるべき救急事故

12月は「風邪やインフルエンザなどの病気」「急性アルコール中毒」「餅による窒息や入浴中の事故」など、救急車の出動が最も多くなる時期です。特に搬送が多い飲酒事故



### その他

### シルバー人材センター会員

対象 市内在住で原則として60歳以上の健康で働く意欲のある方

日時 説明会 原則第1月曜日午後1時30分、研修会 原則第2月曜日午後1時30分

※入会には説明会への出席と研修会の受講が必須となります。詳しくは左記へ。

問合せ シルバー人材センター ☎ 494・0903

### 耐震キャンペーン

1月10日(土)~22日(木)の間、「耐震フォーラム」「耐震化個別相談会」「体験バスツアー」などを開催します。

※日時・申込み方法など、詳しくは市ホームページまたは東京都耐震ポータルサイト <http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>、耐震キャンペーン事務局 ☎ 03・6809・2726へ。

※市では木造住宅の耐震診断等への助成を行っています。詳しくは左記へ。

問合せ まちづくり課まちづくり係 ☎ 497・2093

### 人口と世帯

平成26年12月1日現在

人口 74,419人  
前月比22人増  
男36,044人  
前月比30人増  
女38,375人  
前月比8人減

世帯数 34,181世帯  
前月比36世帯増

※人口は、外国人住民(1,072人)を含みます。  
問合せ 市民課住民係 ☎ 497・2037

### 夜間日曜納税窓口

納税にご協力を

■夜間納税・納税相談  
日時 12月24日(水)・25日(木)午後8時~

■日曜納税・納税相談  
日時 12月21日(日)午前9時~午後4時

場所 いずれも市役所徴収課窓口

問合せ 徴収課徴収係 ☎ 497・2045

### 寄付 寄贈

### リサイクル

市(緑地保全基金)へ  
昭和26年清瀬中学校卒業生  
一同様(7千円)  
社会福祉協議会へ  
中里地域市民センター様  
(1万8千円)、清瀬南口商店街振興組合様(9千761円)、道草会様(3千105円)、匿名5件(3万1千628円)

☆さしあげます(無料)  
生け花用花器、うどん打ち用のし板・めん棒、車いす、CD・MDプレーヤー、ショッピンングカー、ベビーカー、ミシン2台、幼児用三輪車  
☆ゆづってください(無料)  
キーボード(61鍵以上)、手芸用の毛糸、手芸用の布

### 市長への手紙

11月の受付状況  
11月に受け付けた市長への手紙・ファクス・メールは手紙10件、ファクス5件、メール14件で合計29件でした。

問合せ 秘書広報課広報広聴係 ☎ 497・1808

### 清瀬市議会 第4回定例会開会中

平成26年清瀬市議会第4回定例会は、次のとおり開会中です。

ぜひ傍聴にお越しください。

日時・内容 12月18日(木)午前10時~本会議(最終日)

問合せ 議会事務局議事係 ☎ 497・2567

端切れ、布(新品) 申込み 12月15日午前9時から電話で消費生活センター ☎ 495・6211へ